

犬山市新規就農支援補助金のご案内

これから農業を始めるにあたり必要な資材など、初期投資にかかる費用を支援し、新規就農の促進を行います。

1 制度の概要

(1) 対象者は次のすべての要件を満たす個人または団体

- ① 農地の権利設定により市内で耕作している、または、令和7年度中に耕作を開始する予定である
- ② 自ら生産した農作物を販売する計画がある
- ③ 販売を目的とした耕作を開始してから5年以内である
- ④ 経営発展支援事業に関する補助金を受給していない、又は過去受給したことがない

(2) 支援の内容

市内農地で新たに農業を開始するために必要な次の経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く)

- ① 農業用資材の購入に要する経費
- ② 農業用機械及び農業用器具の購入に要する経費
- ③ 農業用施設の整備に要する経費

(3) 補助額

1の(2)の①～③に掲げる経費の合計額の2分の1。ただし、30万円を上限とします。

2 必要書類

- ① 申請書(市HPからダウンロード可能です)
- ② 計画書(市HPからダウンロード可能です)
- ③ 見積書の写し
- ④ 仕様がわかるもの(1の(2)の②及び③の場合のみ)

3 事業のスケジュール

(1) 農業者から補助金の申請	令和7年5月8日(木)～令和7年6月9日(月)
(2) 市から農業者へ補助金の交付決定	令和7年7月
(3) 農業者から実績報告	令和7年8月～令和8年3月6日
(4) 農業者から補助金請求	令和7年8月～令和8年3月上旬
(5) 市から農業者へ補助金の支払い	令和7年8月～令和8年3月下旬

支援の対象となる経費の例

(1) 農業用資材の購入に要する経費

- ・土壤改良に必要な「たい肥」、「石灰」
- ・作付けに必要な「肥料」、「種苗」、「マルチ」等の資材
- ・出荷の際に必要な「パレット」等の資材

(2) 農業用機械の購入費及び賃借料

- ・耕運機、収穫用の機械
- ・耕作や農地改良に必要な重機

(3) 農業用施設の整備に要する経費

- ・農業用ハウス、農業用機械を保管する倉庫

※この他の経費が支援の対象になるかの確認は、下記までご相談ください。

Q & A

(質問) 農産物の販売先はどのようなところがありますか。

(答え) スーパーマーケット等の小売り店、朝市等販売先は特に指定はありません。

(質問) 本業は別にあり、兼業農家として農業を始めたいが補助金の対象になりますか。

(答え) 自ら生産した農作物を販売する目的で農業を開始する場合は、補助金の対象になります。(自家消費の場合は対象外です。)

(質問) 他市町で5年以上前から農業の経験があるが、これから犬山市で農業を始める場合は補助金の対象になりますか。

(答え) すでに5年以上の農業経験がある場合は対象なりません。

(質問) 今年度に農地を借りて栽培を始めるが、販売が来年度以降の予定の場合、補助の対象になるか。

(答え) 農作物を栽培し販売に至るまでに一定期間必要であることから、販売時期が申請年度以降になる場合も補助金の対象としています。

問い合わせ先 犬山市役所経済環境部産業課

電話 0568-44-0341 ファクス 0568-44-0367

Email 040900@city.inuyama.lg.jp